

過疎地域持続的発展計画策定に向けた地域説明会 次第

日時及び場所:令和7年11月19日(水)午後 7時から 布施地域コミュニティセンター
令和7年11月20日(木)午後 7時から 桜ヶ丘地域ふれあいセンター
令和7年11月21日(金)午後 7時から 御鹿の郷地域ふれあいセンター
令和7年11月22日(土)午前10時から 佐久市望月支所3階 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 職員自己紹介

4 会議事項

(1)過疎地域持続的発展計画(令和8年度～令和12年度)の策定について 資料No.1

(2)望月地域におけるまちづくりの方向性について 資料No.2

(3)要望事項の提出方法について

(4)意見交換

5 閉 会

新たな過疎計画の策定について

—過疎地域持続的発展計画(R8年度～R12年度)—

策定に向けた地域説明会資料



令和7年11月 佐久市 望月支所・企画課

1 「過疎」に係る基本的事項

(1) 過疎地域とは

- ◆法律では、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能や生活環境の整備等が他の地域と比較して十分とはいえない地域のことを「過疎地域」としています。
- ◆以下の地域要件を満たすと、過疎地域に指定されます。
①人口減少率 ②市町村の財政力
- ◆市町村合併があった場合の特例があり、佐久市の場合は、旧望月町の区域が過疎地域に指定されています。（いわゆる「一部過疎」の指定を受けています。）

1 「過疎」に係る基本的事項

(2) 過疎法について

- ◆過疎地域に該当する望月地域においては、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、継続して過疎計画を策定しています。
- ◆現行法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」は令和3年4月に制定され、令和13年3月31日まで10年間の時限立法とされています。

1 「過疎」に係る基本的事項

(3) 過疎計画について

- ◆過疎地域に指定された市町村は、法律及び県が策定する「持続的発展方針」に基づき、非過疎地域になることを目指して、「過疎地域持続的発展計画（いわゆる過疎計画）」を策定し、過疎対策事業債などを活用しながら、地域活性化等の取組を推進していきます。
- ◆地域住民、NPO、地域活動団体の皆さんに参画をお願いし地域の将来像とその実現に向か、共通認識をもって計画を策定することが重要です！

1 「過疎」に係る基本的事項

(4) 過疎計画での実施事業

◆「過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」

では、下記の事業が実施されました。

○望月総合体育館改修整備事業

○消防団施設整備事業

○長野西高等学校望月サテライト校地域支援事業

○比田井天来・小琴顕彰 佐久全国臨書展事業

○遠距離通学対策事業（スクールバス）

○駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業 など

1 「過疎」に係る基本的事項

(5) 過疎地域に係る各種制度について

◆過疎債

過疎計画に基づき実施する事業について、「過疎対策事業債

（いわゆる過疎債）」の発行が認められています。

過疎債は、例えば、市が100万円で事業を行う場合、70万円分を国が交付税として支援してくれるという有利な財源です。

～過疎債活用のイメージ～

これに起債を充てる
(借金する)と…



整備費￥100万

国が交付税として支援してくれる分（7割）

市の負担（3割）

2 過疎地域持続的発展計画の策定に向けて

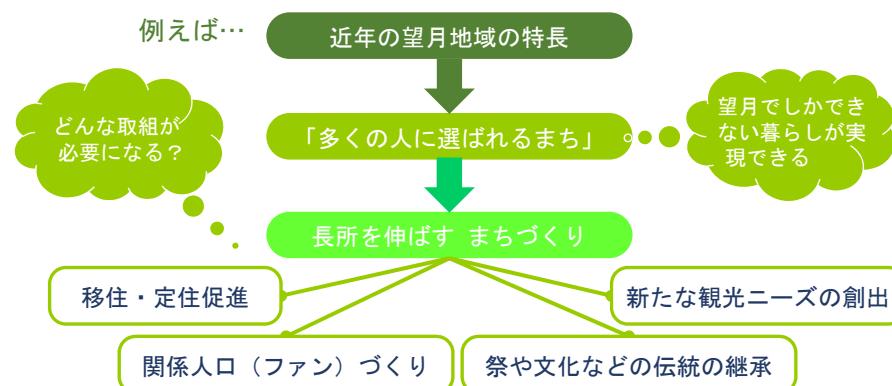
(1) 佐久市の過疎計画策定について

- ◆計画期間：令和8年度から令和12年度までの5年間
- ◆新たな過疎計画の策定に関する基本の方針
 - 市と市民が施策の目標を共有し、役割分担しながら協働し、将来にわたって安全に安心して暮らすことができる地域社会を目指した計画とします。
 - 地域資源や特徴を最大限に生かし、地域の持続的発展の実現を目指す計画とします。
 - その他、市の各種計画等との整合を図った計画とします。

2 過疎地域持続的発展計画の策定に向けて

(2) 望月地域におけるまちづくりの方向性

- ◆「今後、望月をどんなまちにしていくか（していきたいか）」が重要となります。＝将来像



2 過疎地域持続的発展計画の策定に向けて

(3) 「将来像」の実現に向けた取組のポイント

◆都市像の実現には、それぞれの取組が重要です。

- ①行政が主体となって取り組んでいく事業
- ②官民が連携して取り組んでいく事業
- ③住民が主体となって取り組んでいく事業



2 過疎地域持続的発展計画の策定に向けて

(4) 住民（団体）意見・要望事項の募集について

◆新計画の策定に当たり、皆様からのご意見等を募集します。

- ①これからの望月のまちづくりに関する意見

- ②具体的な要望事項

- ・地域説明会でご発言ください。
- ・別紙様式に記入し、以下のとおりご提出ください。

◆提出方法

意見用紙：望月支所総務税務係 窓口・FAX（53-3115）

各区長さんを通じて支所へ

WEB：QRコードからアンケートフォームにアクセスし、
意見の入力

2 過疎地域持続的発展計画の策定に向けて

(5) 今後のスケジュールについて

◆地域説明会の日程

11/19 (水) 午後 7時 布施地域コミュニティセンター

11/20 (木) 午後 7時 桜ヶ丘地域ふれあいセンター

11/21 (金) 午後 7時 御鹿の郷地域ふれあいセンター

11/22 (土) 午前10時 佐久市望月支所 3階大会議室

2 過疎地域持続的発展計画の策定に向けて

(5) 今後のスケジュールについて

◆令和7年12月10日（水）まで

市への意見・要望提出締切（紙・WEB）

◆令和7年12月中旬

パブリックコメントの実施

◆令和8年1月中旬

計画案について地域説明会（2回目）

◆令和8年3月

令和8年佐久市議会第1回定例会過疎計画に関する議案提出

2 過疎地域持続的発展計画の策定に向けて

(6) リンク集

◆佐久市ホームページ

現在の過疎計画はコチラからご確認ください。

過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）



◆意見要望受付フォーム

（応募期間：令和7年11月19日～12月10日まで）



過疎関係・要望募集に関するお問い合わせ先

佐久市望月支所 総務税務係 （担当：三浦・永岡）

TEL 0267-53-3111

FAX 0267-53-3115

✉ motidukisisyo@city.saku.nagano.jp

佐久市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和6年度）の実績 資料 2

○令和3年度 160,500千円

・ハード事業 87,600千円

	事業名	借入額
1	道整備交付金道路改良事業（東西幹線第3工区）	14,200千円
2	林道鹿曲川線道路改良工事	4,900千円
3	光ファイバ等整備事業（通信分）	23,700千円
4	光ファイバ等整備事業（放送分）	23,700千円
5	春日体育館トイレ設備等改修事業	21,100千円

・ソフト事業 72,900千円

1	佐久市駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業	200千円
2	比田井天来・小琴顕彰 佐久全国臨書展事業	3,100千円
3	地域公共交通確保対策事業（スクール）	45,800千円
4	長野西高等学校望月サテライト校地域支援事業	300千円
5	望月・春日地域プランディング事業	100千円
6	健康確保対策事業	2,500千円
7	地域医療確保対策事業	900千円
8	基金積立	20,000千円

○令和4年度 366,800千円

・ハード事業 296,700千円

	事業名	借入額
1	望月複合施設機能強化事業	22,900千円
2	市道66-5号線（向反・浅田切線）	20,300千円
3	市道66-97号線（春日地区）	21,900千円
4	消防団施設整備事業（ポンプ）	4,500千円
5	駒の里ふれあいセンター改修事業	14,100千円
6	光ファイバ等整備事業（通信分）	105,100千円
7	光ファイバ等整備事業（放送分）	105,100千円
8	望月総合体育館改修整備事業	2,800千円

・ソフト事業 70,100千円

1	佐久市駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業	100千円
2	比田井天来・小琴顕彰 佐久全国臨書展事業	3,100千円
3	地域公共交通確保対策事業（スクール）	44,100千円
4	地域公共交通確保対策事業（スクール・限度超分）	3,300千円
5	長野西高等学校望月サテライト校地域支援事業	300千円
6	春日エリア基本構想策定事業	3,700千円
7	健康確保対策事業	200千円
8	地域医療確保対策事業	800千円
9	基金積立	14,500千円

佐久市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和6年度）の実績

令和5年度 289,700千円

・ハード事業 230,000千円

	事業名	借入額
1	市道67-8号線（大平線）道路改良工事	6,800千円
2	市道66-97号線（春日地区）	70,600千円
3	消防団施設整備事業（ポンプ）	9,000千円
4	駒の里ふれあいセンター改修事業	4,400千円
5	望月給食センター改修工事	1,500千円
6	望月歴史民俗資料館昇降機設置工事	2,400千円
7	望月総合体育館改修整備事業	135,300千円

・ソフト事業 59,700千円

1	佐久市駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業	600千円
2	比田井天来・小琴顕彰 佐久全国臨書展事業	3,100千円
3	地域公共交通確保対策事業（スクール）	51,400千円
4	長野西高等学校望月サテライト校地域支援事業	300千円
5	健康確保対策事業	400千円
6	地域医療確保対策事業	800千円
7	基金積立	3,100千円

○令和6年度 173,800千円

・ハード事業 121,100千円

	事業名	借入額
1	もちづき荘非常用照明交換修繕	300千円
2	市道67-8号線（大平線）道路改良工事	14,500千円
3	市道66-5号線（向反・浅田切線）	15,800千円
4	消防団施設整備事業（ポンプ）	10,500千円
5	駒の里ふれあいセンター改修事業	47,200千円
6	望月給食センター改修工事	32,800千円

・ソフト事業 52,700千円

1	比田井天来・小琴顕彰 佐久全国臨書展事業	3,100千円
2	地域公共交通確保対策事業（スクール）	47,700千円
3	長野西高等学校望月サテライト校地域支援事業	300千円
4	健康確保対策事業	700千円
5	地域医療確保対策事業	900千円

佐久市過疎地域持続的発展計画（素案）（令和8年度～令和12年度）の概要

1 計画策定の趣旨

望月地域は、若者の流出等による人口減少と高齢化が進行し、生活・生産基盤の弱体化と地域コミュニティの衰退により、将来的に集落機能の低下が懸念されているため、豊かな自然や固有の歴史・文化などの地域資源を有効活用し、地域の特徴を生かした魅力的なまちづくりを行う必要があります。

令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことから、「佐久市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、地域の特徴ある発展を図ってきました。

引き続き、地域の特徴ある発展を図るため、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする新たな計画を策定します。

2 計画期間 令和8年度～令和12年度（5年間）

3 地域の持続的発展の基本方針

現計画（令和3年度～令和7年度）の方針を踏襲します。（県基本方針の変更なし）

本計画は長野県において定める「長野県過疎地域持続的発展方針（以下「県方針」という。）」に基づき市町村が定める計画で、県方針を骨格とし、望月地域における現況及び過疎対策の成果と課題、「第二次佐久市総合計画 後期基本計画」、「デジタル田園都市国家構想」及び「地方創生2.0の推進に向けた取り組み」等のまちづくりの方向性等を踏まえるとともに、令和9～18年度が計期間となる「第三次佐久市総合計画」の策定方針を基に望月地域の持続的発展の基本方針を次のとおり定めます。

（1）地域の将来像

「ひとがひとをつなぎ、暮らす人々に愛されつづけるまち」

- 地域住民がこの地の暮らしの豊かさを実感し、この地に住み続けたいと思うまち
- この地の人財や風土に惹かれ、新たな人の流れが生まれるまち

（2）将来像実現のための基本方針

ア この地で暮らしていくと地域住民が思えるまちの機能を確保します

地域医療環境への不安、交通手段の不足、耕作放棄地の増加、子育て環境の確保といった地域住民の抱える不安を解消するとともに、地域間を結ぶネットワークの維持確保、主要産業の育成や企業誘致、保健福祉の向上などにより、生活に必要な機能を整え、この地に住む住民が将来まで暮らしていくことができる環境を確保します。

イ この地を誇りに思い、暮らしたいと思える地域の魅力を磨き上げます

「健康長寿」や「豊かな自然」といった特徴や、これらがもたらす「暮らしやすさ」といった、地域の卓越性を最大限に生かしたまちづくりを推進し、地域住民のシビックプライド醸成に資する取り組みを進め、この地に住む人がこの地を誇りに思える地域づくりを推進します。

ウ この地を新たに愛する人を創出します

適切な情報発信や交流施策の充実などにより、関係人口、交流人口の増加を図り、地域の魅力、地域住民がこの地に誇りを持って暮らしている様子などの「望月らしさ」を伝達する機会を創出するとともに、これに惹かれて、この地との関わり合う人、移り住む人を増加させるための体制整備を図るとともに、結婚、出産、子どもの入園、入学など、ライフステージの変化する時期を目掛けた魅力あるまちづくりを推進し若年層へのアプローチを確保します。

（3）施策の柱

- ア 生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり
- イ 地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり
- ウ 力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり
- エ 豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり
- オ 快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり
- カ 暮らしを守る安心と安全のまちづくり
- キ ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり

4 計画の構成

●第1章 基本的な事項

- ・地域の概況、人口の推移、基本方針、基本目標、評価、計画期間 等

●第2章 移住・定住・交流の促進、人材育成

- ・移住・定住の促進、地域間交流の促進、人材育成

●第3章 産業の振興

- ・農業、林業、製造業・企業誘致、商業、建設業、地場産業、観光の振興、起業の促進 等

●第4章 交通通信体系の整備、情報化の推進

- ・交通体系の整備、交通確保対策、情報化の推進

●第5章 生活環境の整備

- ・環境保全、上水道、下水処理、廃棄物処理、消防施設、公営住宅、再生可能エネルギー 等

●第6章 保健・福祉の向上

- ・高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉・子育て支援、健康対策

●第7章 医療の確保

- ・診療施設等、無医地区対策

●第8章 教育の振興

- ・学校教育施設等、社会教育施設等、男女共同参画社会づくりと人権教育の推進

●第9章 地域文化の振興等

- ・地域文化の振興、施設等、伝統文化の継承と地域活動の発展

●第10章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- ・住民参画、住民との協働の推進、財政基盤の強化